

おとり丸太設置作業実施要領

1. この実施要領（以下「要領」という。）は、一般的事項を示すもので、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは仕様書の定めによる。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、すべて発注者（発注者の命じた職員を含む。以下同じ）の指示監督に従うこと。
2. 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
3. 作業内容
 - （1）おとり丸太に使用する材は、健全なミズナラ等から採取した末口径 15cm 以上、長さ 2.0m 程度の外皮が剥がれていない丸太を使用すること。なお、使用する材は、1 ヶ月以内に伐採されたものを原則とするが、冬期に伐採された材で乾燥していないものも使用することができるものとする。
 - （2）集積は、約 22m³を目安とし、縦 2 m 程度、横 10.6m 程度、高さ 2 m 程度で倒壊しないように桎積みすること。
 - （3）設置箇所は、地形条件や運搬・集積の可否等を勘案し、監督職員があらかじめ選定した箇所とすること。
 - （4）おとり丸太の設置にあたっては、乾燥を防ぐため午後に直射日光が当たるような場所を避けるとともに、遮光率 75% 以上の遮光ネットを被覆し、乾燥防止に努めること。
 - （5）1 集積あたり合成集合フェロモン剤（カシノナガキクイムシ用。以下同じ。）2 個をおとり丸太の木口に設置すること。
 - （6）事業終了後は、監督員の指示により遮光ネット及び合成集合フェロモン剤を撤去し廃棄処分すること。
 - （7）廃棄処分の際に必要な書類（産地証明書等）の写しを提出すること。
4. 受注者は、発注者の指示する次の事項について、現地を十分把握のうえ設置すること。
 - （1）おとり丸太設置箇所
 - （2）桎積み方法
 - （3）遮光ネット被覆方法
 - （4）合成集合フェロモン剤を据え付ける位置
5. 丸太、遮光ネット及び合成集合フェロモン剤については、6 月中旬までに設置すること。